



## 全国労働衛生週間準備打合せ会が開催されました



9月7日(金)、県西生涯学習センターにおいて、筑西労働基準協会が主催し、当署が後援した全国労働衛生週間準備打合せ会が開催されました。筑西地区における職業性疾患や衛生管理状況、準備月間・本週間の取組みについての説明後、株式会社三菱化学アナリティック理事・つくば分析事業所長岩崎氏から「作業環境測定の実務と活用」の特別講演をいただきました。多数のご参加ありがとうございました。

## 商業、その他で労働災害が増えています

休業4日以上以上の労働災害は、全国、茨城、当署管内とも平成22年以降増加に転じていますが、管内の状況を8月末現在で昨年と比べると、相違するところがあります。

製造業や運輸交通業では相当減少しているといっている一方で、「商業」や産業廃棄物処理業等の「その他」の業種では製造業や運輸交通業での減少以上に災害が増え、その結果、全体では昨年とほぼ同程度となっております。

ところで、商業やその他における災害で多いのは、転倒や墜落・転落によるものです。この二つに当てはまる災害は五割近くになっています。この災害を防いでいかなければ被災者数は減りません。

そこで、転倒や墜落・転落災害防止のポイントを簡単に紹介します。こういった取組み

によって災害は少なくできると思われるのですが、いかがでしょうか。

- 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造に
- 床の水たまりなどは放置しない、すぐ取り除く
- 履物は、滑りにくくて安定したもの
- 階段には滑り止めや手すり
- 通路、階段、出入口に物を置きつ放しにしない
- 確認してから次の動作に移る、走らない
- 踏台、はしご、脚立は安定した場所で、正しい使用方法で
- 倉庫などの高所の床の端には手すりや柵を



## 改正労働契約法が施行されました

に公布・施行されました。今回の改正によって、パート、アルバイト、契約社員など、有期契約で働く方々を対象として、①「無期労働契約への転換」、②「雇い止め法理」の法定化、③「不合理な労働条件の禁止」の三つのルールが定められました。施行日は、②については公布と同日の8月10日ですが、①と③は公布日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日とされ、今後となります。

そこで、①はどういうことかという、有期労働契約が反復更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)に転換できるということ、②は、最高裁判例で確立した「雇止め法理」をそのまま法律として規定し、一定の場合には雇止めが認められないとしたこと、③は、労働契約期間の定めの違いによって、無期契約労働者との間で有期契約労働者に不合理な労働条件を設けることを禁止するということ。

労働契約法は一般の民法であり、労働基準法などとは性格が異なりますが、個別の労働関

係の安定には欠かせない法律です。有期労働契約については、併せ今回の改正内容を十分にご理解くださるようお願いいたします。

## Q 通勤災害になりますか？



質問します。私は、毎日自転車通勤しています。一人暮らしなので、帰りはいつも途中にあるコンビニに寄り、夕食のお弁当を買ってから自宅に戻っていました。ところが昨日、お弁当を買って道に出ようとした際に、コンビニの駐車場の車止めに前輪をとられ、転倒してケガをしてしまいました。通勤のときの災害なので労災で治療を受けられると思うのですが、難しいのではないかと、という同僚もいます。通勤災害になりますか？

【お答え】労災保険が給付の対象とする通勤とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の間を、合理的な経路及び方法により往復すること」をいいます。さらに、通勤に逸脱や中断というものがあると、その後は原則として通勤とはなりません。ただ、逸脱や中断が生活に必要な食事の購入など日用品の購入その他これに準ずる行為といえる場合には、その後に経路に復した時点で再び「通勤」となります。そこで、あなたの場合ですが、転んだのはコンビニの駐車場の中ということで通勤経路に復する前、つまり「逸脱中」の出来事となります。労災保険上の通勤災害というのは難しいそうですね。

## 法律・制度

法律や制度が変わります。詳しくは所掌する部署(ハローワークなど)にお尋ねください。

- ★改正労働者派遣法 (24. 10. 1～)
- ★改正高齢者雇用安定法 (25. 4. 1～)
- ★育児・介護休業法 (24. 7. 1から規模による猶予がなくなりました)
- ◆雇用調整助成金 (24. 10. 1～)
- ◆障害者雇用率 (25. 4. 1～)